令和３年１２月

【SNSでの「#個人間融資」に注意！】

【相　談】

急な出費のため、SNSで融資を検索し、多数ヒットした中から条件が合う個人に融資を申し込んだ。融資の条件として、A社の電子マネーへのチャージ（入金）が提案されたため、その電子マネーのIDとパスワードを伝えた。しかし、チャージは一切されず、その後、融資相当額が引き出され、公営ギャンブルに使われていることがわかった。

【アドバイス】

SNSや掲示板サイトなどで「#個人間融資」「#お金貸します」といった融資を募る投稿やハッシュタグを見かけることがあります。

一見手軽に見えますが、不用意に利用すると、事例のように、逆に、お金を引き出されたり、保証金などといって振込を求められる被害につながることがあります。また、個人を装ったヤミ金業者から融資を受け、高額な利息の支払いを求められ返済困難となる事例も発生しています。

金融庁や国民生活センターは、見知らぬ相手から借り入れをしないよう注意喚起しています。日本貸金業協会のホームページでも、「悪質な金融業者に注意」として「#個人間融資」を取り上げています。

　相談者は、電子マネーのIDとパスワードを悪用されて債務を負うことになりました。IDやパスワードは、利用に関する規約などで厳重な管理を求められている事項です。安易に他人に教えるなど、規約に反する行為が有れば、事業者も救済に動くことはできません。電子マネーに限らず、大切な個人情報は慎重に管理しましょう。

　生活資金に困った時には、まず、無利息や低金利でお金が借りられる公的融資制度の利用を検討しましょう。公的な貸付制度を実施している機関（社会福祉協議会等）に相談してください。

**消費者ホットライン　　☎局番なしの１８８（泣き寝入りはいやや！）・・・お近くの消費生活センター等につながります。**